

◆◆◆破産手続開始申立事件に関する予納金等基準表◆◆◆

高松地方裁判所

第1 予納金

1 (1) 管財事件の申立時の予納金(一覧表)

負債額	廃止見込み事案		通 常 事 案			大 規 模 事 案	
			債 権 者 数				
			～50人		～100人	～249人	250人～
	自 然 人	法 人	自 然 人	法 人	自然人・法人の区分なし		
5000万円未満	33万円	43万円	43万円	53万円	80万円	150万円	200万円
5000万円以上1億円未満				70万円			
1億円以上5億円未満	70万円	100万円	80万円	120万円	140万円		
5億円以上10億円未満	100万円	130万円	120万円	150万円	170万円	200万円	250万円
10億円以上		150万円		170万円	200万円	250万円	300万円

(2) 次の場合には所定の加算又は減額をする。ただし、法人とその代表者及び夫婦の同時申立ての場合の減額を除き、負債額5000万円未満の基準額(債権者申立て及び準自己破産の場合には、その加算額を加えた額とする)を下回る減額はできない。

加 算 事 由	債権者申立又は準自己破産の場合	一律50万円加算
	従たる営業所がある場合	1か所につき30万円加算
	所有不動産が主たる営業所所在地又は現住居所と異なる市町村に所在する場合	異なる1市町村につき10万円加算(ただし、県外の場合の加算金額は30万円とする。)
	明渡し未了の賃借不動産がある場合(ただし、債務者が自然人の場合の債務者及び債務者の扶養親族の現住居所は除く。)	1か所につき20万円加算
減 額 事 由	回収可能性の高い預貯金、保険解約返戻金、供託金がある場合(ただし、換価基準内のもの及び自由財産の範囲の拡張申立てをしているものは除く。)	回収見込額の7割相当額を限度として減額することができる。
	回収可能性の高い売掛金がある場合	回収見込額の3割相当額を限度として減額することができる。
	法人とその代表者の同時申立ての場合	それぞれについて算出した額の合計額の2割を限度として合計額を減額した上、その額を当初算出額の割合で按分した額(1万円未満四捨五入)まで減額することができる(法人とその代表者夫婦の同時申立ての場合も含む。)
	夫婦の同時申立ての場合	

(3) 上記1(1)の一覧表にかかわらず、少額管財事件として申し立てる場合は、予納金を次のとおりとする。

少額管財事件の予納金	単位 (円)	
	裁判所予納金	引継予納金
法人	13,197	200,000
自然人	13,834	200,000
法人と代表者の同時申立	27,031	300,000

- 2 債権の特別調査のための予納金 20,000円  
 3 同時廃止事件の申立時の予納金 10,584円

第2 予納郵便切手

1 管財事件の申立時の予納郵便切手

- 120円×(債権者数+15)組  
 82円×(債権者数+債務者数+20)組  
 20円×(債権者数+15)組  
 10円×30組  
 2円×10組

2 同時廃止事件の申立時の予納郵便切手

- 82円×(債権者数+2)組 ただし、高松市在住の代理人申立ての場合は、82円×2組を減じる。  
 また、高松市以外に在住の代理人申立ての場合は、82円×1組を加える。

3 債権の特別調査のための予納郵便切手

- 82円×(届出破産債権者数(特別調査の対象となる届出債権者を含む。)+2)組

第3 申立手数料

1 破産手続開始の申立

- 自己破産又は準自己破産の場合 金1000円

(なお、自然人の場合は、明確に免責許可の申立てをしない意思表示しない限り、免責許可の申立て手数料500円を加算する必要があります。)

- 債権者申立の場合 金2万円

- 2 免責許可の申立 金500円  
 3 担保権消滅の許可の申立 金500円  
 4 商事留置権消滅の許可の申立 金500円